

平成 26 年兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科規程第 20 号
地域資源マネジメント研究科長候補者選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学学部長等選考規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 17 号）の規定に基づき、兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科長候補者（以下「研究科長候補者」という。）の選考等に関して必要な事項について定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 地域資源マネジメント研究科長（以下「研究科長」という。）（第 3 号に該当する場合にあっては、理事長が指名する者。第 3 項及び第 4 条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、研究科長候補者の選考を行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき
- (3) 研究科長が欠員となったとき

2 研究科長は、前項第 1 号に該当する場合にあっては、理事長の定める日までに、研究科長候補者の推薦を行わなければならない。

3 研究科長は、第 1 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあっては、速やかに選考の手続きを開始しなければならない。

(研究科長の資格)

第 3 条 研究科長となることができる者は、地域資源マネジメント研究科所属の専任の教授とする。

(推薦)

第 4 条 研究科長は、教授会の意見を聴いた上で、理事会に研究科長候補者を推薦する。

2 研究科長は、教授会による研究科長候補者の選考に係る投票の結果を尊重する。

(任期)

第 5 条 研究科長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き 4 年を超えて在任することができない。

2 第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、研究科長候補者の選考に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 11 月 18 日改正）

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 11 月 18 日から施行する。

(在任期間に関する特例)

2 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までは、第 5 条第 1 項ただし書きの規定は適用しない。